

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中、昨年以降、我が国においては化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要なものとなっている。

しかし、北海道における森林・林業・木材産業を取り巻く状況は、依然として厳しく、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、林業・木材産業の安定的発展と山村の活性化を図るためには、「森林・林業基本計画」等に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に行うとともに、道産材の利用促進など森林資源の循環利用を進め、森林・林業・木材産業の再生を図ることが必要である。

また、東日本大震災の被災地における本格的な復興を早期に実現するためには、木材を安定的に供給できるよう取り組まなければならない。

よって、政府においては、以下の事項を実施し、森林・林業・木材産業施策を積極的に展開するよう強く要望する。

記

- 1 間伐等促進法を平成 25 年度以降も延長し、間伐や造林補助事業に対する地方公共団体の負担を軽減するための地方債の特例措置を継続すること。
- 2 地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策や木材利用促進を追加し、安定的な税財源を確保すること。
- 3 森林管理・環境保全直接支払制度を拡充し、搬出間伐や路網整備の推進、森林施業の集約化を図るとともに、地域の森づくりの指導者となるフォレストターや現場技能者等の人材育成を強化すること。
- 4 国産材の利用拡大を図るために、木造公共施設の整備や木質バイオマスの利用に対する助成を拡充すること。
- 5 地域の安全・安心を確保するために、効果的な治山対策を実施するとともに、津波対策も踏まえた海岸防災林の整備を促進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 24 年（2012 年）11 月 2 日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣
（提出者）全議員